

経済規制領域における司法審査（一）

——アメリカ法を素材として——

目次

はじめに

第一章 デュー・プロセス条項と平等条項

一、連邦最高裁判決

二、州裁判所判決

第二章 契約条項

一、契約条項の発展

二、契約条項の衰退

三、契約条項の復活（以上・本号）

第三章 特権・免除条項

一、四条二節一項の特権・免除条項

経済規制領域における司法審査（一） 米沢

米 沢 広 一

二、修正一四条の特権・免除条項

第四章 通商条項

一、州法による通商規制

二、連邦法による通商規制

むすび

はじめに

わが国において、経済規制領域での司法審査については、学説⁽¹⁾および判例⁽²⁾上、類型化により合憲性判定基準を明らかにしようとする試みがなされている。そこで本稿では、アメリカにおける判例理論の史的展開を整理し、経済規制領域でどのような合憲性判定基準がとられているのかを、明らかにすることとする。

アメリカの連邦最高裁は、一九三〇年代後半以降⁽⁴⁾、経済規制立法の合憲性判定に際しては、立法部の判断に全面的に従属してきた、と述べられることがある。確かに、このことは、連邦憲法のデュー・プロセス条項と平等条項に関して、妥当する。しかし、経済規制立法の合憲性の審査は、それ以外にも、連邦憲法の契約条項、特権・免除条項、通商条項の下でもなされており⁽⁵⁾、これらの条項の下での審査は、必ずしも無干渉(hands-off)アプローチではない。特にバーガー・コートは⁽⁶⁾、契約条項に関する違憲判決を、三〇数年ぶりに行うなど⁽⁷⁾、新たな動きを示している⁽⁸⁾。それに加えて、多くの州裁判所は、州憲法のデュー・プロセス条項や平等条項の下で、しばしば違憲判

決を行っている。そこで本稿では、年代的には一九三〇年代後半以降に重点を置いて、デュー・プロセス条項だけでなく、契約条項、特権・免除条項、通商条項といった多様な条項の下での判例理論の展開を、総合的、有機的に検討することとする。

なお、経済規制領域における司法審査の問題をより深く分析するためには、その根底を流れる財産権理論を明らかにすることが必要となる。財産権理論検討の前提作業として、前稿では土地使用権の規制に関する研究を行った⁽⁹⁾が、本稿での経済規制に関する研究も、その一環をなすものである。財産権に関する個別領域ごとの研究を行うなかで、財産権理論についても深めていきたい。

- (1) 経済規制領域での司法審査について論じたわが国の論文は数多い。ダブル・スタンダードの理論を批判するものとしては、芦部信喜「憲法訴訟と『二重の基準』の理論」公法の理論下11531頁(一九七七年)、鵜飼信成「法の支配の原則と現代行政の課題」憲法における象徴と代表222頁(一九七六年)等参照。合憲性判定基準を具体的に論じたものとしては、芦部信喜「職業の自由の規制(一)(四)」法学セミナー一九七九年八月号50頁、九月号五四頁、一〇月号二八頁、十一月号五八頁、一二月号三二頁、今村成和「『営業の自由』の公権的規制」ジュリスト四六〇号四〇頁(一九七〇年)、芦部信喜編・憲法Ⅲ人権(2)第五編第二章(中村陸男執筆、一九八一年)、憲法講義2第五章(浦部法穂執筆、一九七九年)等参照。
- (2) 薬事法違憲判決(最大判昭50・4・30判時七七七号八頁)参照。同判決の評釈として、覚道豊治「薬事法による薬局の配置規制と憲法二三条一項」民商法雑誌七四卷二号三〇八—一頁(一九七六年)等参照。
- (3) アメリカでの経済的規制領域における司法審査は、かなり大きな変容を遂げている。この点につき、フランクファーター

裁判官は、「昨日、この分野での積極領域は、『財産』についてであった。今日、それは『市民的自由』である。明日、

それは再び、『財産』であるかも知れない」(FRANKFURTER, OF LAW AND MEN 19 (1956))と述べている。

- (4) 経済規制領域での一九三〇年代後半以前の判例理論の詳細については、田中英夫「私有財産権の保障規定としての Due Process Clause の成立」(七)国家学会雑誌六九巻一・二頁(一九五五年)〜七二巻八号一頁(一九五八年)、高原賢治「アメリカにおける『警察権能』の理論の展開」(一)国家学会雑誌七四巻九・一〇号二二頁、一一・一二号二〇頁(一九六一年)、浦部法穂「アメリカの独占資本と最高裁」(一)国家学会雑誌八四巻一・二頁一頁、八五巻一・二号五九頁(一九七二年)参照。

- (5) これらの条項以外にも、一条九節三項と一条一〇節一項の事後法禁止条項の下で、経済規制立法の合憲性を争う余地がならわけではない。しかし連邦最高裁は、同条項は刑事事件にのみ適用されるとしている。See SIEGAN, ECONOMIC LIBERTIES AND THE CONSTITUTION 67 (1980)。なお、収用条項については、検討対象から除外する。

- (6) Oakes は、財産権に関する判例理論の展開が、次の四つの局面に区分されるとする。すなわち、第一期が、一八一〇年〇 Fletcher v. Peck (10 U. S. [6 Cranch] 87) から、一八八七年〇 Seibert v. U. S. ex rel. Lewis (122 U. S. 284) までの「契約条項の時代」であり、第二期が、一八九〇年の Chicago, Milwaukee & St. Paul Railway Co. v. Minnesota (134 U. S. 418) から、一九三〇年代後半までの「実体的デュー・プロセス」の時代であり、第三期が、一九三八年〇 U. S. v. Carolene Products Co. (304 U. S. 144) 以降の「ダブル・スタンダード」の時代であり、バーガー・ノートが第四期であるとする。("Property Rights" in Constitutional Analysis Today, 56 Wash. L. Rev. 583, 590-7 [1981])。

- (7) バーガー・コートにおいて、営利的表現の保護が、修正一条の下で強められているが、これを、実質的には経済規制領域での司法審査の「復活」にあたるものとみなす論者もいる。営利的表現に関する判例理論の詳細は、松井茂記「修正一条と営利的言論」判例タイムズ四五二一頁(一九八一年)、拙稿「最近の判例」[一九八二―一]アメリカ法六八頁参照。

(8) バーガー・コートは、経済的自由の保護を再び強化する傾向を示している (Van Alstyne, "The Recrudescence of Property Rights as the Foremost Principle of Civil Liberties: The First Decade of the Burger Court," 43 Law & Contemp. Prob. 66, 70-2 [1980])

(9) 拙稿「土地使用権の規制」(三)「法学論叢一〇七巻四号二六頁、一〇八巻一号二八頁、三号二六頁(一九八〇年)参照。

第一章 デュー・プロセス条項と平等条項

一 連邦最高裁判決

(1) 経済的デュー・プロセスの法理の開花

一七九一年に制定された修正五条は、「法の適正な手続によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない」と規定し、その後、一八六八年に制定された修正一四条も、「いかなる州も、法の適正な手続によらずに、何人からも生命、自由あるいは財産を奪ってはならない」と規定した。この当時、これらのデュー・プロセス条項がいかなる意味で理解されていたかは、必ずしも明確ではないが、一般に刑事裁判手続を念頭に置いていたといわれている。⁽²⁾

一八七〇年代以降、デュー・プロセス条項が立法の実体面をも制約していることを示唆する判決が現われてくる。⁽⁴⁾ たとえば *Munn v. Illinois* (94 U. S. 113 [1877]) は、いわゆる「公益企業」⁽³⁾ の料金規制の合理性について、

裁判所は審査しえないとしたが、他の箇所では、「公益にかかわらない単なる私的契約においては、合理性の決定は司法部によってなされなくてはならない」(at 134)と述べている。また *Mugler v. Kansas* (123 U. S. 623 [1887]) は、「禁酒法を合憲としたが、その際に、「立法部が正当になしうることは、おのずから限界がある。…裁判所は、…自らの責任で、個々の事件において、それらの限界が逸脱されているか否かを、決定せねばならない」(at 661)と述べている。これらの判決は最終的には、立法部の判断を尊重して合憲と結論づけているが、同時に、立法権限の潜在的限界を示唆した判決といえる。⁽⁷⁾

経済的デュー・プロセスの法理の開花への緩やかな動きは、一八九七年の *Allgeyer v. Louisiana* (165 U. S. 578) において完結した。⁽⁸⁾ *Allgeyer* 判決は、修正一四条の「自由」は「投獄のような人身の物理的拘束からの自由を意味するだけでなく、人々がその全才能を自由に享受する権利をも含む。すなわち、すべての合法的方法によってその才能を自由に用いる権利、欲する所で生活し働く権利、あらゆる合法的職業によって生計をたてる権利、どのような生活、どのような職業をも追求できる権利、そして、そのために、適切、必要かつ不可欠なすべての契約を自由に締結する権利が、含まれる」(at 589)と述べて、州法の規定に合致しない海上保険会社と保険契約を結ぶことを禁じる州法を、デュー・プロセス条項に違反するとした。

その後、一九〇五年の *Lochner v. New York* (198 U. S. 45) から一九三〇年代後半までの約三〇年間、経済的デュー・プロセスの法理の「全盛期」を迎えることになる。⁽⁹⁾ この時期には、二〇〇近くの経済規制が違憲とされ、その中でも特に、価格規制、労働関係での規制、参入規制に関して、違憲判決が多くなされた。⁽¹⁰⁾ また、*Munn*

判決で示された「公益企業」の規制については立法部の判断に従うという原則も、くずれていった。⁽¹¹⁾ Lochner 判決をその典型とするこの時期の判例理論に対しては、多くの批判がなされている。⁽¹²⁾ しかし、これらの判決を過去の遺物とみなし、もはや顧りみる必要はないとする態度は、適切ではなからう。なぜならば、この時代の「害悪」に対する強い反動として、その後の「無干渉」アプローチが生じているからである。Gunther が指摘するように、これらの判決がどの点において誤っていたのかを、今一度検討しなおす必要がある。⁽¹³⁾

Lochner 判決を例にとりて、その点を再検討してみよう。本件では、パン製造業における労働時間を、週六〇時間以内、一日一〇時間以内に制限する州法が、修正一四条のデュー・プロセス条項に違反するか否かが争われた。同判決は、まず、パン製造業に従事する者が、聡明さや能力において、他の業種に従事する者より劣っているわけではないし、また、州が彼らを保護しなければ、彼らは自らの権利を主張し自らのことを処理できないわけでもない」と述べ、契約における労働者の不平等な地位の救済は、正当な立法目的ではないとみなす。そして同判決は、次のように論を続ける。もし同法が支持されうるとしたならば、それはパン製造業における労働者と一般公衆の衛生面を保護するための法律としてである。しかしわれわれは、パン製造業での労働が、個人の労働する権利や契約の自由に介入する権限を立法部に与えねばならないほど非衛生的であるとは考えない。また、衛生的なパンが作られるか否かは、そこでの労働時間によって左右されるものではない。それ故、同法はデュー・プロセス条項に違反する、と。Gunther は、同判決の誤りは、デュー・プロセス条項の「自由」を広範に読み込んだ点にあるのか、立法事実を適切に審査しなかった点にあるのか、デュー・プロセス条項を手続面に限定しなかった点にあるのか、な

どの設問を提示する。⁽¹⁵⁾そして、同判決の基本的誤りは、裁判所が手段ではなく立法目的をドグマ的に審査し、正当な立法目的の範囲を不当に狭めた点にあるとしている。⁽¹⁶⁾すなわち、同判決は、衛生的なパンの製造と労働者の衛生面での保護を、正当な立法目的とみなしたが、契約における労働者の不平等な地位の救済を、正当な立法目的とはみなされなかった。Gunther は、その点に本判決の基本的誤りがあったとするのである。⁽¹⁷⁾この点につき、Tribe は、同判決の誤りは、「自由」を保護するために裁判所が介入した点にあるのではなく、産業化時代においてどのような自由が実際に必要とされるのかを、裁判所が誤って理解した点にある、との指摘を行っている。⁽¹⁸⁾

(2) 経済的デュー・プロセスの法理の崩壊

一九三四年の *Nebbia v. New York* (291 U. S. 502) が、経済的デュー・プロセスの法理の崩壊への道を開いたが、⁽¹⁹⁾同判決以降の数年間、社会・労働立法の領域において、なおも違憲判決がみられる。⁽²⁰⁾

その後、一九三七年の *West Coast Hotel Co. v. Parrish* (300 U. S. 379) は、⁽²¹⁾婦人および未成年の労働者の最低賃金を規定する州法を、修正一四条のデュー・プロセス条項に違反しないとした。同判決以降今日まで、経済規制立法をデュー・プロセス条項違反とする連邦最高裁判決は現われておらず、⁽²²⁾同判決は「オールド・コート」から「ニュー・コート」への転換点と目されている。同判決は、まず、憲法上の自由といえども合理的な規制に服するとの原則を、明らかにする。そして、「彼女らは最も低い賃金をもっている階層に属し、「労使関係における」彼女らの交渉力は相対的に弱く、彼女らの困窮状態につけ込む者の犠牲になりがちである」(at 398) と述べて、労使関係における労働者の不平等な地位の救済も、正当な立法目的に含まれるとみなす。そして、最低賃金の

規制という手段は、上記立法目的の達成にとって不合理とはいえないので、本件州法は合憲であると結論づける。ここでは、同判決が(i)正当な立法目的の範囲を拡大した点⁽²³⁾、(ii)全面的な「無干渉」の立場をとらずに、婦人労働者の置かれていた状況を検討している点に、留意すべきである。

一九三八年の *U. S. v. Carolene Products Co.* (304 U. S. 144) は、脚註四において、ダブル・スタンダードの理論を明らかにした。同判決は、調整ミルク（脱脂乳に植物性脂肪を加えたミルク）の州際通商を禁止する連邦法を、修正五条のデュー・プロセス条項などに違反しないと見た。その際に、同判決は、「既知または一般に想定された事実を照らしてみて、経済規制立法が、立法者の知識と経験の範囲内の何らかの合理的基礎に基づいているとの仮定を、排除するような性格のものでない限り」(at 152)、合憲とされると述べ、強度の合憲性の推定を付与している。しかし、この言葉を文字通りに解せば、「合理的基礎」の存否に関する司法審査の余地が、残されていることになる。⁽²⁴⁾

しかし、一九四一年の *Olsen v. Nebraska* (313 U. S. 236) は、「合理的基礎」の存否についての司法審査を放棄して、全面的な「無干渉」アプローチをとっており、経済的デュー・プロセスの法理の崩壊を完成させた⁽²⁵⁾と評されている。というのは、同判決は、私立の職業紹介所の手数料の最高額を定める州法を、修正一四条のデュー・プロセス条項に違反しないとするに際して、「われわれは、立法の賢明性、必要性、適切性には関与しない」、州は害悪の存在を立証する必要はない (at 246) と述べているからである。

Olsen 判決後も、「無干渉」アプローチは、強くうち出されている。⁽²⁶⁾しかし、このような「無干渉」アプロー

チに対しては、それは「オールド・コート」での行き過ぎに対する反動として生じたものであり、はたして十分考えぬかれたものであるのか、逆の意味で行き過ぎではないのか、といった疑問が提示されている。⁽²⁷⁾ この点につき、Gunther は、手段審査までも放棄したことが、Lochner 判決の害悪に対する正当な対応であるといえるのか、との批判を行っている。⁽²⁸⁾ McCloskey は、裁判所は経済規制領域において、「合理的基礎」の基準を、慎重にはあるが実質的に、適用すべきであるとしている。⁽²⁹⁾

その後、バーガー・コートに入っても、連邦最高裁は、経済規制領域において、「無干渉」アプローチを依然として用いている。⁽³⁰⁾

なお、平等条項違反の問題についても、連邦最高裁は、疑わしい類別や基本的権益にかかわっていない場合には、「合理性」のテストにより、経済規制立法を合憲としている。⁽³¹⁾ このように、平等条項についても、デュー・プロセス条項での「無干渉」アプローチが拡大されているとみなしうる。⁽³²⁾

(1) 本稿では、経済的自由をデュー・プロセス条項の下で実体的に保護することを、経済的デュー・プロセスと呼ぶ。経済的デュー・プロセスという用語は、堕胎の自由などの際に用いられる実体的デュー・プロセスという用語と区別するために、アメリカでは多くの論者によって用いられている。See SHGAN, ECONOMIC LIBERTIES AND THE CONSTITUTION 16 (1980).

(2) 松井茂記「非刑事手続領域に於ける手続的デュー・プロセス理論の展開(一)」法学論叢一〇六巻四号三六一八頁(一九八〇年)参照。

- (3) それ以前の *Dred Scott v. Sandford* (60 U. S. [19 How.] 393 [1857]) におけるトリーニ多数意見は、修正五条のデュー・プロセス条項が実体面でも連邦の立法部を拘束するとしたが、その意見は傍論で述べられたものであり、かつ、裁判官の過半数の支持を得たものでもなかった。田中英夫「私有財産権の保障規定としての Due Process Clause の成立」*国家学会雑誌*七一巻六号五三—九頁(一九五七年)同「*Dred Scott Case*」*英米判例百選*(旧版)一〇二頁参照。
- (4) See GUNTHER, *CONSTITUTIONAL LAW—CASES & MATERIALS* (tenth. ed.) 508-9 (1979).
- (5) 「公益企業」についての詳細は、今村成和「米国における Public Utility の法理小論」*公益事業研究*六巻一号一〇一頁(一九五四年)、北村五良「米国法における Public Utility 概念統論」*神戸法学雑誌*一卷三号四一九頁(一九五一年)、原野「アメリカ公共企業法序説」*法経学会雑誌*一七巻二号一〇三頁(一九六七年)等参照。
- (6) 同判決は、「立法部の「権限」濫用からの保護を求めるには、人民は投票場におもむくべきであって、法廷におもむくべきではない」(at 134)と述べた。
- (7) GUNTHER, *supra* note 4, at 508.
- (8) *Ibid.* 509. 連邦最高裁判は、一八八〇年代から九〇年代にかけて、突然レセ・フェール理論を新たに作り出したわけではなかった。この当時の連邦最高裁判は、建国の父の政治哲学、マーシャル長官の法理論といった伝統的理論の影響を受けていた。また、連邦最高裁判のみがレセ・フェール理論の信奉者であったのではなく、レセ・フェール理論は、当時の支配的見解であった(Shapiro, "The Constitution and Economic Rights," in HARMON [ed.], *ESSAYS ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES* [1978])。
- (9) その時期の判例の詳細については、田中、前掲註(6)七一巻八号一一一六頁参照。See GABIN, *JUDICIAL REVIEW & THE REASONABLE DOUBT TEST* 47-69 (1980).
- (10) GUNTHER, *supra* note 4, at 517.

- (11) 連邦最高裁は、「公益企業」の料金規制に関して、その評価額の問題に深入りし泥沼に陥った。その詳細については、田中英夫「公益事業の統制の内容と Due Process Clause」社会科学研究一〇巻一号七〇頁（一九五八年）参照。
- (12) See, e. g., Hand, "Due Process of Law and the Eight-Hour Day," 21 *Harv. L. Rev.* 495 (1908).
- (13) GUNTHER, *supra* note 4, at 517.
- (14) 本件の詳細については、山口陽子「労働立法とデュー・プロセス」英米判例百選（旧版）一二六頁参照。
- (15) GUNTHER, *supra* note 4, at 517-23.
- (16) Gunther, "Foreword: In Search of Evolving Doctrine on a Changing Court: A Model for a Newer Equal Protection," 86 *Harv. L. Rev.* 1, 42 (1972).
- (17) Oakes *vs* Lochner 判決の手段審査自体は、誤りではなかつたとしても ("Property Rights" in *Constitutional Analysis Today*," 56 *Wash. L. Rev.* 583, 594 [1981])
- (18) TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* 564 (1978).
- (19) Reznick, "Empiricism and the Principle of Conditions in the Evolution of the Police Power: A Model for Definitional Scrutiny," [1978] *Wash. U. L. Q.* 1, 64-5.
- (20) 田中、前掲註(3)七二巻八号一八一九頁参照。
- (21) 本件の詳細については、久保田きぬ子「労働立法とデュー・プロセス」英米判例百選（旧版）一二八頁、同「労働立法とデュー・プロセス」英米判例百選一公法一五〇頁参照。
- (22) GUNTHER, *supra* note 4, at 540.
- (23) *Ibid.* 533.
- (24) *Ibid.* 535; Funston, "The Double Standard of Constitutional Protection in the Era of the Welfare State,"

90 Political Science Quarterly 261, 282 (1975).

(25) Reznick, *supra* note 19, at 69-70. McCloskey は「判決を「経済規制の問題は、もはや司法の関心事ではない」と告げやるに等しい」立場をとりたが、この譯文は「Economic Due Process and the Supreme Court: An Exhumation and Reburial」 [1962] *Sup. Ct. Rev.* 34, 37°.

(26) See, e. g., Williams v. Lee Optical of Oklahoma, 348 U. S. 483 (1955) (丹宗昭信「財産権の保障②」英米判例百選一公法一四四頁参照)。また Lynch v. Household Finance Corp. (405 U. S. 538 [1972]) は「連邦裁判所の管轄権の有無を問うては、スタン・スタンダートの理論を否定しよう。」

(27) See McCloskey, *supra* note 25, at 54. 連邦最高裁自身は「無干渉」アプローチに転じた実質的理由を明示していないが、この点につき、法律学者から「連邦最高裁が複雑な経済問題についての自己の能力不足を認識したためであるか、より重要な問題に審査を限定して司法の労力を節約する必要があったためである、など」といった論評がなされている (Kirby, Jr., "Expansive Judicial Review of Economic Regulation under State Constitutions: The Case for Realism," 48 *Tenn. L. Rev.* 241, 247 [1981])°.

(28) GUNTHER, *supra* note 4, at 522. 同趣旨の批評として SIEGAN, *supra* note 1, at 155.

(29) McCloskey, *supra* note 25, at 60.

(30) Howard, "State Courts and Constitutional Rights in the Day of the Burger Court," 62 *Va. L. Rev.* 873, 881 (1976).

(31) 例外的に、一九三〇年代後半以降、経済規制立法を平等条項違反とした唯一の判決である *Morey v. Doud* (354 U. S. 457 [1957]) は「City of New Orleans v. Duke (427 U. S. 297 [1976])」に引くべき重要な注だ(「Note: State Economic Substantive Due Process: A Proposed Approach」, 88 *Yale L. J.* 1487 n. 4 (1979)).

(29) Heberington, "State Economic Regulation and Substantive Due Process of Law," 53 Nw. U. L. Rev. 13, 30 (1958).

二 州裁判所判決

(1) 経済的デュー・プロセスの法理の存続

いくつかの州の裁判所では、南北戦争以前から、経済的デュー・プロセスの法理が用いられており、⁽³³⁾ 経済的デュー・プロセスの法理の発生は、連邦最高裁よりも州裁判所の方が早いといえる。

一九三〇年代後半以降、経済的デュー・プロセスの法理は、連邦最高裁において放棄されたが、多くの州の裁判所⁽³⁴⁾においては今日まで存続している。⁽³⁵⁾ それらの州の裁判所は、州憲法の "due process of law" や "law of the land" 条項などに⁽³⁶⁾ 依拠して、しばしば経済規制立法を違憲としている。また、経済規制領域での平等条項違反の問題についても、⁽³⁷⁾ 少くとも三分の二の州の裁判所は、連邦最高裁の「合理性」のテストに従っていない。一九三〇年代後半以降も、多くの州の裁判所で経済的デュー・プロセスの法理が存続している理由として、次の点が指摘されている。⁽³⁸⁾ (i) 州議会は、議員報酬の低さ、強力な圧力団体の存在などのために、連邦議会に比べて圧力団体の影響を受けやすい。そのような影響を、州裁判所が嫌悪している。(ii) 恐慌時と違って景気や生活水準が向上しているので、恐慌時のような強力な経済規制は、個人の経済的自由を侵害すると、州裁判所が考えるようになった。(iii) 州政府に権限が過度に集中され「社会主義化」へ進むことを、州裁判所が恐れている。(iv) 州立法部は、特定の階層の利益を

意図していなくとも、不合理、恣意的な立法を行うことが時々ある。

(2) 領域別検討

経済的デュー・プロセスの法理に関する州裁判所の判決は、非常に多数あり、そこから一般的法理を抽出することは容易ではない。⁽⁴⁰⁾しかし、それぞれの規制領域ごとにおいて、次のような特色をみい出すことができる。

① 価格規制

価格規制のうち、公正取引法による再販売価格維持⁽⁴¹⁾については、経済的デュー・プロセスの法理が強化される傾向にある。⁽⁴²⁾一九五六年には、一七州で合憲、四州で違憲とされていたが、一九七六年には、違憲とする州の方が、合憲とする州よりもはるかに多くなっている。⁽⁴³⁾このように再販売価格維持は、経済的デュー・プロセスの法理が最も活発な領域となっている。⁽⁴⁴⁾その理由としては、再販売価格維持の実際の目的が、小売りレベルでの競争破壊であることを、裁判所が認識するようになったためである、との指摘がなされている。⁽⁴⁵⁾これと同じ見解をとる判決も、いくつみられる。たとえば、*Skaggs Drug Center v. General Electric Co.* (63 N. M. 215, 315 P. 2d 967 [1957]) は、「公正取引法の実際の目的」は、「小売りレベルでの競争の破壊」(at 974) であると述べて、同法をデュー・プロセス条項違反としている。

最低および最高価格規制に対する州裁判所の対応は、合憲とするものと違憲とするものとに分れ、多様である。⁽⁴⁷⁾しかし一般に、公衆の衛生、安全と密接に関連する分野では、州裁判所は立法部にかなり広い裁量の余地を与える傾向にある。⁽⁴⁸⁾たとえば、*State v. Auclair* (110 Vt. 147, 4 A. 2d 107 [1939]) は、牛乳の最低および最高価格

規制の立法目的は、新鮮で純粋な牛乳を常に供給することによって、公衆の衛生を保持する点にあるとみなす。そして、そのような場合には、立法部の判断が恣意的でない限り、裁判所は立法部の判断に従うとしている。また、「公益企業」の価格規制は許容されるという原則に依拠する判決も、いくつかみられる。⁽⁴⁹⁾ たとえば、*Gillette Dairy, Inc. v. Nebraska Dairy Products Bd.* (192 Neb. 89, 219 N. W. 2d 214 [1974]) は、価格規制が合意となる要件として、(i) 公共の用に仕えること、(ii) 消費者を犠牲にしてまでも、設備の重複を避けるために独占の存在を必要とする公益があること、の二点をあげている。また、立法目的を審査して、実質的な立法目的が既存の業者の保護にある場合には違憲とする判決もみられる。たとえば、*State Board of Dry Cleaners v. Thrift-d-lux Cleaners, Inc.* (254 P. 2d 29 [Cal. 1953]) は、クリーニング業の最低価格規制の立法目的は、競争を妨げ既存の業者を保護することにあるとして、違憲との判断を示している。

② 参入 (entry) 規制

ライセンス制⁽⁵⁰⁾などにより、一定の職業への参入が制限されることがある。ライセンス制をとる根拠は、悪徳業者や無能な業者から公衆を保護する点に求められるが、実際は、新規参入を制限することによって、既存の業者を競争から保護する結果となる場合がある。⁽⁵¹⁾ 参入を不当に制限するライセンス制については、州裁判所で多くの違憲判決がなされている。たとえば、あまりに高すぎるライセンス取得料を課する州法を違憲とした判決、⁽⁵²⁾ 八年間の学校教育終了後二年間理髪師学校で研修を受け、そこで組織構造学などの学課を修得することを、理髪師のライセンス取得の要件とする州法を違憲とした判決、⁽⁵³⁾ 配管工のライセンスを取得するには、三年以上徒弟として働いていた

との親方の証明書を必要とする条例を違憲とした判決⁽⁵⁴⁾などが、その例としてあげられる⁽⁵⁵⁾。このように、職業の適格性や専門性とほとんど関連性のない要件を課し、職業への参入を不当に制限する場合には、違憲判断がなされることが多い⁽⁵⁶⁾。これらの違憲判決の中で、いくつかの判決は、合法的な職業への参入規制には、価格規制などの場合よりも厳格な審査がなされるとしており、注目に値する⁽⁵⁷⁾。たとえば、クリーニング業のライセンス制に関する *State v. Harris* (216 N. C. 746, 6 So. 2d 854 [1940]) は、「事業または職業を規制する権限は、それに従事することから人々を排除する権限を、必然的に含むものではない。……この領域に関しては、ポリス・パワーは厳しく制限される」(at 863)と述べている。また、病院のライセンス制に関する *In re Certificate of Need for Aston Park Hosp. Inc.* (282 N. C. 542, 193 S. E. 2d 729 [1973])⁽⁵⁸⁾ は、合法的な職業に従事する権利の否定は、価格規制に比べて、はるかに自由を制限するものであり、それを正当化するには、より重要な公益の存在が必要である (at 735)と述べている。

③ 営業方法の規制

戸別訪問販売の禁止については、合憲判決と違憲判決とに分かれている⁽⁵⁹⁾。たとえば、*Rowe v. City of Pocatello* (70 Idaho 343, 218 P. 2d 695 [1950]) は、戸別訪問販売の禁止は、明らかに恣意的でない限り支持されたと述べて、合憲としている。他方、*N. J. Good Humor, Inc. v. Board of Com'rs* (124 N. J. L. 162, 11 A. 2d 113 [1940]) は、主張されている二つの立法目的（その地域の商店を外部との競争から保護することと、住宅地の平穩の保持）のうち、前者については正当な立法目的とはみなしえないとする。そして、後者については正当

な立法目的とみなすが、その立法目的の達成にとって、戸別訪問販売の全面的禁止が不可欠であるとはいえないとして、違憲と結論づけている。

景品引換券の付与の禁止についても、合憲判決と違憲判決とに分かれている。⁽⁶⁰⁾

(2) 全体的特色

州裁判所判決を全体的にみた場合、次のような特色がみい出されうる。(i)立法目的を具体的に確定することなく、単に公衆の衛生、安全、モラル、一般福祉の保持と抽象的に把握し、そのことから直接合憲との結論を導く判決も多いが、⁽⁶¹⁾他方では、立法目的を具体的に確定し、実質的審査を行う判決も少なくない。ここでは、既存の業者の保護という立法目的は、正当とはみなされていない。⁽⁶²⁾この点につき、幾人かの論者は、かなりの州の裁判所は自由な競争の保持を憲法上保護された実体的権利とみなしている、と評している。⁽⁶³⁾(ii)公衆の衛生、安全と密接に関連する分野では、州立法部にかなり広い裁量の余地を与える傾向にある。⁽⁶⁴⁾ただし、公衆の衛生、安全の保持のための規制といっても、規制によって生じる公益が、規制によって生じる損害に比してはるかに少ない場合には、バラランシングにより違憲とされることがある。⁽⁶⁵⁾(iii)手段審査については、目的と手段との間に何らかの合理性を想定しうるならば合憲であるとする判決も多いが、他方では、目的と手段との実質的関連性の立証を州に求める判決、LRAの存在を理由に違憲とする判決もみられる。⁽⁶⁶⁾(iv)「公益企業」については価格規制や参入規制が許容されるとの原則をとる判決は、アラバマ、ネブラスカなどいくつかの州で存続している。⁽⁶⁹⁾(v)参入規制については、価格規制などと比べて厳格な審査がなされるとする判決が、いくつみられる。

- (33) Paulsen, "The Persistence of Substantive Due Process in the States", 34 *Minn. L. Rev.* 91, 93 (1950). See Corwin, "The Doctrine of Due Process of Law before the Civil War," 24 *Harv. L. Rev.* 366, 466-71 (1910-11). その当時のリーディング・ケースとして、see *Wynhamer v. People*, 13 N. Y. 378 (1856).
- (34) 南部諸州、および、イリノイ、インディアナ、マサチューセッツ、ニュー・ジャージー、オハイオ、ペンシルヴェニアの各州では、依然として経済的デュー・プロセスの法理が存続しており、しばしば違憲判決がなされている (Paulsen, *ibid.*, 117)。
- (35) "Note: Hospital Regulation after Aston Park: Substantive Due Process in North Carolina," 52 N. C. L. Rev. 763, 770 (1974); Howard, *supra* note 30 at 882.
- (36) 一九の州の憲法は、連邦憲法と類似のデュー・プロセス条項を有している。九つの州の憲法は、刑事訴訟における被告人の権利を規定する条項の中に、デュー・プロセス条項を有しており、その条項が経済規制の場合にも適用されると解釈されている。それ以外の州の憲法は、"due course of law" や "law of the land" などの条項を有しており、それが "due process of law" と同等視されている。例外的にオレゴン州の憲法は、"due process of law" に匹敵する条項を有してはならず、州憲法の平等条項と連邦憲法のデュー・プロセス条項が用いられている ("Note: State Views on Economic Due Process: 1937-1953," 53 *Col. L. Rev.* 827, 831-2 n. 40 [1953])。
- (37) Kirby, Jr., *supra* note 27, at 267-8.
- (38) See Note, *ibid.* 843-5; Note, *supra* note 35, at 771; Note, *supra* note 31, at 1489-90.
- (39) 具体的な判決例については、see, e. g., "Note: Counterrevolution in State Constitutional Law," 15 *Stan. L. Rev.* 309 (1963); Paulsen, *supra* note 33.
- (40) Howard, *supra* note 30, at 886.

- (41) 再販売価格維持とは、製造業者が御売業者または小売業者に対して、販売価格または小売価格を指示する行為をいう。このような行為は当初、シャーマン法一条によって禁止されていたが、一九三〇年代に各州の公正取引法により、許容されるようになった。また、連邦反トラスト法上も、ミラー・タンディングス法とマクガイア法により、適用除外とされるようになった。そして、これらの州の公正取引法の多くは、再販売価格維持契約の当事者でない者についても、契約上の価格を遵守するよう強制する「非契約者条項」を含んでいた。しかし、一九七五年の消費者製造価格法により、再販売価格維持は、再び連邦反トラスト法上、当然違法とされるようになった。また、州レベルで再販売価格維持を許容していた州の公正取引法も、その後その大部分が廃止された。松下満雄・アメリカ独占禁止法一九七―八頁（一九八二年）、谷原修身『公正取引法』の根拠について「一橋論叢六八巻六号九一頁（一九七二年）、丹宗昭信『厚谷襄児編・経済法入門第一章一六―二四頁（伊従寛執筆・一九八一年）参照。
- (42) 連邦最高裁は、*Old Dearborn D. Co. v. Seagram-Distillers Corp.* (299 U. S. 183 [1936]) に基づき、公正取引法を合憲として扱う。
- (43) *Howard*, supra note 30 at 883.
- (44) *Kirby, Jr.*, supra note 27, at 252-3.
- (45) *Ibid.* 253.
- (46) See, e. g., *Liquor Store, Inc. v. Continental Distilling Corp.*, 40 So. 2d 371 (Fla. 1949).
- (47) *Howard*, supra note 30, at 884. 州裁判所の判決を整理したものの見れば、see "Note: Constitutional Law——State Price Fixing for Personal Services under the Guise of the Exercise of the Police Power," 29 *Notre Dame Law.* 286 (1954).
- (48) Note, supra note 36, at 839.

- (64) Howard, *supra* note 30, at 888-9.
- (65) ライセンズ制の詳細については、園部逸夫「行政許可の法理とアメリカ法」法学論叢七八卷三・四号二一八頁（一九六六年）参照。See Silverman, Bennett Jr. & Leichter, "Control by Licensing over Entry into the Market," 8 Law & Contemp. Prob 234 (1941).
- (66) Gellhorn, "The Abuse of Occupational Licensing," 44 U. Chi. L. Rev. 6, 11 (1976). ゲルホーン（猪俣＝鶴飼＝橋本＝和田訳）・言論の自由と権力の抑圧第三章参照。
- (67) Flynn v. Horst (356 Pa. 20, 51 A. 2d 54 [1947]) は、植物性マーガリンの卸売業のライセンス取得料を五〇〇ドル、小売業のそれを一〇〇ドルとする州法を、ライセンス取得料が規制を執行するのに必要な費用に比して高すぎるとして違憲と判断した。
- (68) See Schneider v. Duer, 184 A. 914 (1936).
- (69) See City of Sioux Falls v. Kadinger, 50 N. W. 2d 797 (S. D. 1951).
- (70) それ以外の具体的事例については、see Paulsen, *supra* note 33, at 100-9; Note, *Supra* note 36, at 840-1.
- (71) Gellhorn, *supra* note 51, at 16; Note, *supra* note 36, at 840.
- (72) Howard, *supra* note 30, at 885-6.
- (73) 本件の詳細については、see Note, *supra* note 35.
- (74) Note, *supra* note 36, at 842.
- (75) "Note: Trade Regulations—Constitutional Law—Police Power," 39 Tex. L. Rev. 931 (1961).
- (76) このような立法目的の抽象的把握は、正当な立法目的と区別するものとはを区別するべき、実効的たりえなく (Note, *supra* note 31, at 1492.

- (62) 「一般に、資、格、規、制 (quality control) は合憲とされるのに対し、市場への新規参入制限であれ既存の許可営業間における一定の活動制限であれ、広く競争制限、規定 (anti-competitive regulation) と呼ばれるものは、十分説得的な合理的理由がない限り違憲とされる場合が多い (青部信喜「職業の自由の規制」法学セミナー一九七九年九月号五七頁)。
- (63) Kirby, Jr., *supra* note 27, at 255; Howard, *supra* note 30, at 890.
- (64) 園部、前掲註(6)一二六—二七頁参照。
- (65) See Note, *supra* note 31, at 1493-4.
- (66) 連邦最高裁は Olsen 判決以降、経済規制領域では LRA の原則を用いてないが、一定の州 (特に大工業州) では、LRA の原則が存続している (Struve, "The Less-Restrictive-Alternative Principle and Economic Due Process," 80 *Harv. L. Rev.* 1463-4 [1967])。
- (67) LRA が性質上最もよく適合するのは、「立法目的と制限手段との間に実質的関連性は認められるが、なおより制限的でない手段が存在する」という場合」である (青部信喜編・憲法Ⅱ人権(1)第四編第一章四九四頁 [佐藤幸治執筆、一九七八年])。
- (68) See, *supra* note 31, at 1495-501.
- (69) Howard, *supra* note 30, at 888-9.

第二章 契約条項

一 契約条項の發展

連邦憲法一条一〇節一項は、「いかなる州も……契約上の債権債務関係 (obligation) を損なう法律を制定……してはならない」と規定し、州政府による契約上の債権債務関係の侵害を規制している。一般に、契約条項制定の主たる目的は、州が債務者救済立法を制定することを制限する点にあり、同条項は私人間の契約をその主たる適用対象と考えていた⁽³⁾と評されている。

しかしその後、マーシャル・コート (一八〇一—三五年) は、その前半期において、契約概念を拡張解釈することによって、その保護対象を拡げていった。⁽⁴⁾ すなわち、Fletcher v. Peck (10 U. S. [6 Cranch] 87 [1810]) が、私契約だけでなく州法による私人への権利の付与にも、契約条項が適用されるとしたのを端緒として、免税の特典の付与 (New Jersey v. Wilson, 11 U. S. [7 Cranch] 164 [1812])、法人設立特許状の付与 (Dartmouth College v. Woodward, 17 U. S. [4 Wheat.] 518 [1819])、⁽⁵⁾ 州と州との間の約定 (Green v. Biddle, 21 U. S. [8 Wheat.] [1823]) が、契約にあたるようになった。

(1) 制憲者達は、連邦政府による契約上の債権債務関係の侵害については、それほど恐れをいだいていなかったように思える。連邦政府に対しては、事後法、私権剝奪法の禁止などの制約が課せられていたが、契約条項による制約は課せられてい

- なかつた (Hale, "The Supreme Court and the Contract Clause," 57 Harv. L. Rev. 512, 513 [1944]).
- (2) GUNTHER, CONSTITUTIONAL LAW—CASES & MATERIALS (tenth. ed.) 554 (1979); "Note: Revival of the Contract Clause," 39 Ohio St. L. J. 195, 196 (1978).
- (3) See "Note: The Constitutionality of the New York Municipal Wage Freeze and Debt Moratorium: Resurrection of the Contract Clause," 125 U. Pa. L. Rev. 167, 175-6 (1976).
- (4) この時期の判例理論の詳細については、田中英夫「私有財産権の保障規定と」の Due Process Clause の成立(註) 国家学会雑誌七〇巻一一・一二号四四頁(一九五六年) 参照。
- (5) 本件の詳細については、久保田きぬ子「財産権の保護」英米判例百選(旧版) 一一〇頁参照。

二 契約条項の衰退

(1) マーシャル・コート後半以降

上述のような契約概念の拡張解釈の傾向は、一八二七年の *Ogden v. Saunders* (25 U. S. [12 Wheat.] 213) 以降止つてしまひ、特にトニー・コート(一八三六〜六四年)以降、契約条項を制限的に解釈する傾向が、顕著になってくる。そこで用いられた法理としては、次のようなものがあげられる。(i) 契約条項は、遡及的に契約上の債権債務関係を侵害する州法にのみ適用され、将来の契約関係を制約する州法には適用されないとする法理 (*Ogden* 判決)、(ii) 州法によって権利が私人に付与されている場合には、その州法を厳格解釈することによって、その後の州の立法権限を広く認める法理 (*Charles River Bridge v. Warren Brige*, 36 U. S. [11 Pet.] 420 [1837])⁽²⁾

(iii) 契約上の債権債務関係は、契約条項により保護されるが、救済については、その後の立法で変更しても契約条項に違反しないとする法理⁽⁹⁾ (Sturges v. Crowninshield, 17 U. S. [4 Wheat.] 122 [1819])⁽¹⁰⁾ すべてこの契約は、州の留保する不可譲の権限により制約されるとする法理⁽¹¹⁾ (Stone v. Mississippi, 101 U. S. 814 [1880])⁽¹²⁾。

連邦最高裁は、上述のような法理を發展させると共に、一八九〇年代以降、除々に経済的デュー・プロセスの法理を發展させていった⁽¹²⁾。そのため、契約条項違反を争う事件が減少し、契約条項の重要性はますます減少していった⁽¹³⁾。契約条項の下で州法を攻撃する訴訟が減少し、デュー・プロセス条項の下で州法を攻撃する訴訟が増大した理由としては、(i) デュー・プロセス条項は連邦と州の両者を制約するのに対して、契約条項は州のみを制約し、連邦への制約法理とはなりえない。(ii) デュー・プロセス条項の下で連邦法を攻撃する訴訟が増大し、そこで用いられた論理が、デュー・プロセス条項の下で州法を攻撃する事件にも、援用されるようになった。(iii) 契約条項は契約によって得られた経済的権利のみを保護しているのに対して、デュー・プロセス条項はそれよりも広く、経済的権利一般を保護している、との点があげられている⁽¹⁴⁾。

(2) 一九三〇年代以降

この時期のリーディング・ケースである Home Building & Loan Ass'n v. Blaidell (290 U. S. 398 [1934]) は、恐慌時においてのみ、抵当権者による抵当権の実行を停止し、抵当権設定者による抵当不動産の受戻しの期間を延長する州法を、契約条項などに違反しないとした。ただし、同判決は、契約上の権利を侵害する無制限の権限を、州に認めたのではなかった。同判決は合憲性の要件として、(i) 社会の重要な利益を保護するために、州の留保

権限を行使すべき緊急の事態が存在すること、(ii)立法目的が正当であること、つまり、立法が特定の個人ではなく、社会全体の基礎的利益を保護するために、なされていること、(iii)抵当権設定者に与えられた救済が、その緊急事態にとって適切かつ合理的であること、(iv)受戻し期間の延長によって抵当権者に生じる制約が、合理的であること、(v)立法が一時的であり、緊急事態の存続中に限定されていること (at 444-7) をあげたうえで、同法を合憲として⁽¹⁶⁾ した。

Blaisdell 判決の直後、Blaisdell 判決で示された合憲性の要件を、そのまま適用して違憲とした判決が、いくつみられる。しかし一九三七年以降は、ごく少数の例外を別にして、合憲判決が続いていく。そして、それらの合憲判決において、Blaisdell 判決の要件が緩和される傾向がみられる。⁽¹⁸⁾ たとえば、Veix v. Sixth Ward Building & Loan Ass'n of Newark, N. J. (310 U. S. 32 [1940]) は、当該州法は緊急事態に対応して制定されたものではなく (at 37)、一時的なものでもない (at 39) と述べながらも、Blaisdell 判決に依拠して合憲と結論づけており、Blaisdell 判決での (i) の緊急事態の要件と (v) の要件を、骨抜きにしてゐる。⁽²¹⁾ 更に、East New York Sav. Bank v. Hahn (326 U. S. 230 [1945]) は、Blaisdell 判決とその後の判決は、広範な公益が脅やかされている場合には、その重要な公益を守る州の権限は否定されないとの原則を確立しており (at 232)、「われわれは、いったん州の留保権限の領域に入った以上は、『何が必要であり何が必要でないかを決定する際に、立法部の広範な裁量』を尊重せねばならぬ」(at 233) と述べており、「無干渉」アプローチに近い傾向を示している。

この時期のもう一つのリーディング・ケースは、一九六五年の City of El Paso v. Simmons (379 U. S. 497)⁽²²⁾

であり、本件以降一二年間、連邦最高裁で契約条項違反が争われた事件は、存在しないこととなる⁽²³⁾。本件での事実関係は、以下のとおりである。一九一〇年当時施行されていたテキサス州法によれば、公有地を割賦販売契約で私人に売却した州は、買主が金利を支払わない場合には、その土地の権利を剝奪することができた。他方、買主（およびその契約を買主より譲渡された者）は、第三者の権利を侵害しない限り、未払金利を支払えばいつでも、その土地の権利を回復することができた。ところがその後、そこに石油や天然ガスの層が発見されるようになると、買主はその層が発見されるまでは、金利を支払わずにおき、その層が発見されると権利回復権を行使するようになった。そこで同州は一九四一年に、買主による権利回復権の行使を、権利剝奪の日から五年以内に制限する州法を制定した。そのため、同法が契約条項に違反すると攻撃された。これに対して、連邦最高裁はまず、Blairdell 判決を引用して、契約条項による保護は州の留保権限と調和するよう解釈されねばならない、との前提を明らかにする。そして、(i) 契約条項は契約から合理的に期待される利益を保護しているのであって、石油やガスの偶発的発見によって生じた利益は、それに該当しない、(ii) 無期限の権利回復権は、最大の収入を確保するよう公有地を管理し、増大する人口の需要に最も適した方法でその財産を利用するという州の重要な利益を侵害する。(iii) 他方、五年以内に未払金利の支払いを要求する措置は、買主にとってほとんど負担にならない合理的な制約である、との点を理由にして、合憲と結論づけている。Simmons 判決の特色は、契約時における予見可能性という要素を導入した点に求められる⁽²⁴⁾。

このような判例理論の展開に対して、学説は一般に、一九三〇年代後半以降の経済的デュー・プロセスの法理の

衰退と共に、契約条項も衰退し、契約条項の下でも同じく「合理性」の基準が用いられているとして、両者の融合現象を指摘していた。⁽²⁵⁾そしてその中には、契約条項にはデュー・プロセス条項から区別しうる固有の意義はなく、契約条項が連邦憲法から抜け落ちても何ら変りがない。⁽²⁶⁾とまで言い切るものもあった。しかし、契約条項に関するこれらの判決は、*Blaisdell* 判決の要件を緩和させてはいるが、明確な「無干渉」の立場にたっているわけではない。また、契約条項の存在意義があるのかという点については、議論の余地が残るところである。しかし、この点については後述するので、ここでは、*Blaisdell* 判決以降の諸判決が、経済的デュー・プロセスの法理の崩壊が契約条項の法理にどのようなにかかわっているのかについて、何ら言及していないことを指摘するにとどめておく。

(6) マーシャル・コートは、*Ogden* 判決以降、契約条項に関して九つの判決を行ったが、すべて合憲を判断している(田中、前掲註(4)七一巻六号四一—二頁)。

(7) See "Note: The Continuing Vitality of the Contract Clause of the Federal Constitution," 40 S. Cal. L. Rev. 578-589 (1967); Schwartz, "Old Wine in Old Bottles? The Renaissance of the Contract Clause," [1979] Sup. Ct. Rev. 95, 99; Veron, "The Contracts Clause and the Court: A View of Precedent and Practice in Constitutional Adjudication," 54 Tul. L. Rev. 117, 130-5 (1979).

(8) 本件の詳細については、酒井吉栄「財産権の保護—英米判例百選(旧版)一二二頁参照。

(9) この法理によれば、債務不履行のために投獄された債務者を、出獄させる立法措置をとっても、契約条項違反とはならない。この法理には、契約上の権利と救済は相互に関連しており、両者を区分するのは妥当ではないなどの問題点があり、連邦最高裁は、現在では一般に、この法理を捨て去った。(Note, supra note 2, at 196-7; Bond "Enhancing the Security behind Municipal Obligations: Flushing and U. S. Trust Lead the Way," 6 Fordham L. Rev. 1, 11

[1977])。

(10) 何が不可譲の権限にあたるのかは、必ずしも正確に確定されているわけではないが、ポリス・パワーや収用権限は、それらまたさへなれどそう (Note, *supra* note 7, at 586-7)。

(11) この法理は一九世紀末以降支配的となり、契約条項の衰退に決定的影響を与えた (“Note: A Process-Oriented Approach to the Contract Clause,” 89 *Yale L. J.* 1623, 1626 [1980])。

(12) *Barron v. Mayor of Baltimore* (32 U. S. [7 Pet.] 243 [1833]) が、修正一〜八条は州には適用されないと判断しており、修正五条のデュー・プロセス条項も、州には適用されなると解されていた。しかしその後、修正一四条の制定により、デュー・プロセス条項が州にも適用されるようになった (SEGAN, *ECONOMIC LIBERTIES & THE CONSTITUTION* 39 [1980]; Reznick, “Empiricism and the Principle of Conditions in the Evolution of the Police Power: A Model for Definitional Scrutiny.” [1978] *Wash. U. L. Q.* 1, 5 n. 8)。

(13) Schwartz, *supra* note 7, at 98.

(14) Veron, *supra* note 7, at 142.

(15) 同判決は、契約条項について述べたのと同じ理由で、同法はデュー・プロセス条項と平等条項にも違反しないとしている。

(16) See “Note: Revival of the Contract Clause: Allied Structural Steel Co. v. Spannaus and United States Trust Co. v. New Jersey,” 65 *Va. L. Rev.* 377, 383-4 (1979).

(17) See *W. B. Worthen Co. v. Thomas*, 292 U. S. 426 (1934); *W. B. Worthen Co. v. Kavanaugh*, 295 U. S. 56 (1935); *Treigle v. Acme Homestead Ass'n*, 297 U. S. 189 (1936).

(18) See *State of Indiana ex rel. Anderson v. Brand*, 303 U. S. 95 (1938); *Wood v. Lovett*, 313 U. S. 362 (1941).

- (19) See, e. g., *Henderson Co. v. Thompson*, 300 U. S. 258 (1937); *Honeyman v. Jacobs*, 306 U. S. 539 (1939); *Gelfert v. National City Bank of New York*, 313 U. S. 221 (1941).
- (20) Note, *supra* note 16, at 384-6.
- (21) Veix 判決は、同法が重要な公益を保護するために制定された点を、合意判断の決め手としている。
- (22) 本件の詳細については、根岸哲「財産権の保障(1)」英米判例百選Ⅰ公法一四二頁参照。
- (23) Note, *supra* note 16, at 386.
- (24) See *idid.* 386-7.
- (25) See, e. g., Note, *supra* note 3, at 179; GUNTHER, *supra* note 2, at 554.
- (26) Hale, *supra* note 1, at 890-1.

三 契約条項の復活

(1) U. S. Trust Co. 判決

連邦最高裁は、一九四一年の *Wood v. Lovett* (313 U. S. 362) 以降三十六年及び U. S. Trust Co. of New York v. New Jersey (431 U. S. 1 [1977]) にあつて、四対三の多数意見で契約条項違反との判断を示した。⁽²⁷⁾ 本件での事実関係は、以下のとおりである。ニュー・ヨーク州とニュー・ジャージー州は、一九二一年に、港湾での輸送施設を改善するために、港湾交通営団を設立した(この港湾交通営団は、主に私人の投資家によって出資されており、財政的に州から独立していた)。その後両州は一九六二年に、ハドソン・マンハッタン鉄道を取得、

運営する権限を、港湾交通管団に付与した。その際に両州は、港湾交通管団が発行した整理公債 (consolidated bonds) の担保に入れられている資金から、鉄道業への援助をすることを制限する契約を結んだ。このような制限は、港湾交通管団への出資者を保護するためのものであった。ところが、ニュー・ジャージー州は一九七四年に、港湾交通管団が大規模輸送手段の充実に取り組む必要性が増大したことを理由に、州法により一九六二年の契約を適及的に取り消した。そこで U. S. Trust Co. が、公債の受託者、保持者として、そして公債のすべての保持者にかわって、ニュー・ジャージー州を相手どって、一九七四年の州法が契約条項に違反するとの宣言的判決を求めて出訴した。

ブラックマン裁判官による多数意見はまず、Blaisdell 判決と Simmons 判決は厳格な審査を行っていないが、そのことは契約条項が現代の憲法理論において意義を有していないとか、契約条項による制約が幻想であることを意味しているのではない、と述べる。そして次のように、公契約—私契約区分論を展開する。⁽²⁸⁾ (i) 私契約に関しては、裁判所は、社会経済立法法の審査の際に通常行われているように、当該規制の必要性と合理性に関する立法部の判断に従うのが適切である。(ii) 公契約に関しては、立法部の判断に全面的に従うのは適切ではない。なぜならば、契約の当事者である州が、自己の財政上の義務を自由に減少できるとするならば、契約条項は全く保護を与えないことになってしまふからである、と。そして多数意見は、次の点を理由に違憲と結論づけている。(i) 自家用車から大規模輸送手段の利用への切り替えによるエネルギー保存と環境保全は、正当で重要な立法目的である。しかし、(ii) 州は契約の全面的取消ではなく修正によっても、また、契約を全く修正せずとも他の代替手段によって、当該立法目

的を達成できたので、当該契約の取り消しは必要ではなかった。また、(iii)一九六二年の契約時にすでに、大規模輸送手段の必要性が認識されており、契約時にその点を予測しえなかったことを、契約取り消しの理由とはなしえない。それ故、当該契約の取り消しは合理的ではない。

これに対して、ブレナン裁判官による反対意見(ホワイト、マーシャル裁判官が支持)は、多数意見の法理は先例判決に合致しないとの批判を行う。そして、連邦最高裁は経済的デュー・プロセスの法理の崩壊以降、デュー・プロセス条項と契約条項とを事実上不可分のものとして扱い、立法部の判断を尊重してきたのに、多数意見は社会経済立法への実体的審査を復活させるものである、と警告している。

U. S. Trust Co. 判決の最大の特徴は、公契約—私契約区分論⁽²⁹⁾を導入した点に求められる。しかしこの区分論に対しては、(i)先例判決はこのような区分論を認めていない⁽³⁰⁾、(ii)この区分論の根拠として、公契約に関する場合には、州が契約の当事者であるので公平に立法しえないとの点があげられているが、州は私契約に関する場合でも、自己の利益に動機づけられて立法することがあり、両者を区別すべきではない⁽³¹⁾、など学説上、批判が強⁽³²⁾い。

(2) Allied Structural Steel Co. 判決

連邦最高裁は、私契約の侵害に関する Allied Structural Steel Co. v. Spannaus (438 U. S. 234 [1978])⁽³³⁾ においても、五対三で契約条項違反との判断を示した。本件での事実関係は、以下のとおりである。ミネソタ州は一九七四年に、民間年金における受給権保護法 (Private Pension Benefits Protection Act) を制定した。同州法の制定により、一〇〇名以上の従業員(そのうちの一名以上が同州民であることが必要)を有し、かつ、内国歳入

法 (Internal Revenue Code) 四〇一条の定める要件に合致した企業内年金制度を設けている私企業が、年金制度を廃止するか、同州内の事業所の閉鎖のため従業員を解雇する場合には、就業年数一〇年以上 (同州法発効以前の年月も含まれる) の従業員に、年金受給権が付与されることとなった。その後、Allied Structural Steel Co. は、同州内の事業所を閉鎖し、一名の従業員を解雇した。そのうちの九名は、同会社で設けられている年金制度 (会社が全額拠出) では、年金受給資格を有していなかったが、一〇年以上就業していたために、同州法により年金受給資格を取得することとなった。そこで同会社は、同州法が契約条項に違反するとして、差止のおよび宣言的救済を求めて出訴した。

スチュワート裁判官による法廷意見は、Blaisdell 判決や U. S. Trust Co. 判決などを引用した後、(i) 同州法による債権債務関係の侵害の程度の審査、(ii) 同州法制定の必要性と合理性の審査、という二段階審査を行う。ただしその際に、第一段階の審査で侵害の程度が高いとみなされた場合には、第二段階での審査が注意深くなされるとする。法廷意見は第一段階の審査として、(i) 同州法は当事者間の契約では権利を有さない者に、遡及的に権利を付与するものであり、契約の基本的部分を実質的に変更している、(ii) 本件侵害は年金への拠出のように、信頼という要素が不可欠の分野でなされている。(iii) 同州法は突然、義務内容を一度に変更している、との三点を理由にして、本件侵害の程度は高いとみなす。次に、法廷意見は第二段階の審査として、(i) 同州法は適用対象が狭く、広範な社会的利益を保護するために制定されたのではない。(ii) 同州法は緊急事態に対処するために制定されたのではない、(iii) 同州法は契約関係成立時に州の規制をうけていなかった領域で、新たに規制を行っている、(iv) 同州法は契約関係

の一時の変更ではない、との四点を理由にして、同州法制定の合理性、必要性が認められないとしている。⁽³⁴⁾

ブレナン裁判官による反対意見（ホワイト、マーシャル裁判官が支持）は、既存の契約上の義務を減免する立法については、契約条項違反の問題が生じるが、新たに義務を課する立法については、契約条項違反の問題は生ぜず、デュー・プロセス条項違反の問題が残るだけであるとする。そして同州法はデュー・プロセス条項にも違反しないとする（法廷意見に対しては、経済的権利に関する先例判決に合致しないとの批判を行っている）。

U. S. Trust Co. 判決と Allied Structural Steel Co. 判決とは、同じく違憲判決であるけれども、両判決の間には次のような差異がみい出されうる。第一に、前者が公契約—私契約区分論をとり、公契約にのみかなり厳格な審査を行っているのに対して、後者は私契約にもかなり厳格な審査を行っている。第二に、両者とも州法制定の必要性、合理性を検討しているが、そこで考慮されている要素は異なっている。すなわち、前者は、州法制定の必要性⇨LRAの有無、合理性⇨予見可能性としているが、後者は上述の四点を理由にして、州法制定の必要性、合理性がないとしている。このように、両判決の法理にはかなりの差異があるので、両判決は矛盾しあうのではないかといった疑問も出されている。⁽³⁵⁾

U. S. Trust Co. 判決と Allied Structural Steel Co. 判決によって、契約条項が突然復活したと評されているが、この復活に対しては、(i) Blaisdell 判決以降の契約条項に関する先例判決は、緩やかな審査を行う傾向にあるのに、それに逆行している、(ii) 一九三〇年代後半以降の経済的デュー・プロセスの法理の崩壊と合致しない、⁽³⁶⁾ などといった批判がなされている。また、何故にかなり厳格な審査が、デュー・プロセス条項ではなく契約条項につ

いて復活したのかという点については、(i) 契約条項に関する先例判決は、デュー・プロセス条項に関する先例判決ほどには、十分確立していないので、契約条項に関してかなり厳格な審査を行っても、その影響が少なく、(ii) デュー・プロセスという概念が、漠然としているのに対して、契約上の権利は、憲法で明示的に保護されている、ためであるとの説明がなされている⁽³⁷⁾。

最後に、このような契約条項の復活が、今後デュー・プロセス条項の領域にまで拡大されるのか、という問題が残される。この点については、契約条項とデュー・プロセス条項との関係を検討することが必要となる。まず、両条項による保護対象については、契約条項が経済的権利一般ではなく契約上の権利だけを保護し、しかも連邦政府を制約しえない点で、契約条項による保護対象の方が狭いといえる⁽³⁸⁾。次に、審査基準については、(i) 特に憲法が明示的に契約上の権利を保護している点に鑑み、既存の契約によって創設された期待の侵害に対しては、デュー・プロセス条項の場合よりも厳格な審査が行われるべきであるとの見解と、(ii) 契約上の権利も経済的権利の一形態であるので、両条項の下での審査基準は同一であるべきであるとの見解⁽⁴⁰⁾とが考えられる⁽⁴¹⁾。前者の見解に対しては、(i) 契約上の権利も経済的権利の一形態であり、契約上の権利だけを特別に保護する合理的根拠があるのか、(ii) 連邦政府が契約上の権利を侵害した場合には、修正五条のデュー・プロセス条項違反が争われるのであるから、この見解によれば、同じく契約上の権利の侵害であっても、連邦政府による場合と州政府による場合とで、審査基準が異なることになるのか、といった疑問が生じる。後者の見解に対しては、両条項の下での審査基準が同一であり、しかも契約条項の方が保護対象が狭いとするならば、契約条項固有の存在意義はどこにあるのか、といった疑問が残る。

この点につき、ある論者は、契約条項の意義は、デュー・プロセスという概念が抽象的であるので、少なくとも契約上の権利が憲法上保護されることを明確化した点にあると説明している。⁽⁴²⁾

- (27) "The Supreme Court, 1977 Term," 92 Harv. L. Rev. 57, 87 n. 5 (1978).
- (28) 多数意見はその前に、ボリス・パワーと収用権限は、契約によっても売り渡すことのできない州の留保権限であるが、課税権限と支出権限は、必ずしもそれに含まれるわけではない、との区分論を示し、本件は支出権限の行使にあたるとしている (at 23-5)。
- (29) ただし、バーガー裁判官による同意意見は、LRAの法理により違憲としており、公契約—私契約区分論にはふれていない。それ故、この区分論を明示的に支持した裁判官は、三名ということになる。
- (30) Note, *supra* note 2, at 209.
- (31) *Ibid.* 210-1.
- (32) ただし、一定の公契約については、より厳格な審査を行うよう主張するものとして、See Note, *supra* note 3.
- (33) 本件の詳細については、柿嶋美子「最近の判例」〔一九八一—〕アメリカ法一四九頁参照。
- (34) See Note, *supra* note 16, at 393-4.
- (35) See *Ibid.* 395.
- (36) See *Idid.*
- (37) "The Supreme Court, 1977 Term," *supra* note 27, at 97.
- (38) See Oakes, "Property Rights' in Constitutional Analysis Today," 56 Wash. L. Rev. 583, 626 (1981).
- (39) Veron, *supra* note 7, at 160-1.
- (40) "The Supreme Court, 1976 Term," 91 Harv. L. Rev. 70, 88-9 (1977).

(41) See "The Supreme Court, 1977 Term," *supra* note 27, at 97.

(42) Note, *supra* note 7, at 589.